

## 計画に対するご意見をお寄せください

計画名 [ ]は計画期間	第4期葛飾区高齢者虐待防止・ 養護者支援計画(素案) [平成27～31年度]	第4期葛飾区障害福祉計画(素案) [平成27～29年度] 葛飾区障害者施策推進計画(見直し素案※) [平成24～29年度] ※平成24年3月策定の計画を見直します。	第6期葛飾区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(素案) [平成27～29年度]
内容	高齢者虐待を防止するための区と関係機関の 役割、具体的な取り組みなど	障害福祉サービスなどの提供体制の確保や障 害者のための施策	高齢者の保健福祉に関する施策と3年間の介護 保険サービスの見込み量や介護保険料など
閲覧・意見募集期間	<b>12月10日(水)～27年1月9日(金)(必着)</b>		
閲覧場所	区政情報コーナー(区役所3階304番)・福祉管理課(区役所3階311番)・福祉総合窓口(区役所2階201番)・区民事務所・区民サービスコー ナー・図書館(地区図書館・新宿図書館センターを含む)・保健所・保健センター・ウエルピアかつしか(堀切3-34-1)・シニア活動支援センター (立石6-38-11)・高齢者総合相談センター・男女平等推進センター(立石5-27-1ウィメンズパル内) 区ホームページからもご覧になれます。		
意見の取り扱い	葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員 会に報告し、計画(案)の取りまとめの参考 にします。	葛飾区障害者施策推進協議会に報告し、計画 (案)の取りまとめの参考にします。	葛飾区高齢者施策推進委員会・葛飾区介護保 険事業審議会に報告し、計画(案)の取りま とめの参考にします。
	お寄せいただいたご意見に対する区の考え方を公表します。ご意見をいただいた方への個別の回答はしません。		
意見提出方法	ご意見と住所・氏名・電話番号を書いて、区ホームページからの電子メール、ファクス、郵送、持参。電子申請可。		
提出先・担当課	〒124-8555 葛飾区役所 高齢者支援課 ☎5654-8257 FAX5698-1531	〒124-8555 葛飾区役所 障害福祉課 ☎5654-8262 FAX5698-1531	〒124-8555 葛飾区役所 介護保険課 ☎5654-8246 FAX5698-1504
	<b>ご意見を持参する場合は、福祉総合窓口(区役所2階201番)へ。</b>		

## 障害のある方へ サービスの申請はお済みですか

申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 障害福祉課 ☎5654-8301

### 自動車運転免許取得費用の一部補助

第1種普通自動車免許の取得のために、自動車教習所などで教習を受けたときの費用の一部を補助します。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷身体障害者手帳1～3級をお持ちの方(ただし内部障害は4級以上、下肢または体幹に係る障害は5級以上で歩行が困難な方)か、愛の手帳1～4度をお持ちの方
- ▷本人の前年(1～6月に申請をする方は前々年)の所得税額が400,000円以下の方
- ▷区内に引き続き3カ月以上在住の方
- ▷他の同種の制度による補助を受けていない方
- ▷自動車教習所を卒業または退所した日から3カ月以内の方

【補助限度額】

- 対象者本人の前年(1～6月に申請をする方は前々年)の所得税額によって異なります。
- ▷非課税の方 164,800円
  - ▷所得税額42,000円以下の方 144,200円
  - ▷所得税額42,001～400,000円の方 123,600円

### 自動車改造費用の一部補助

自らが所有し、運転する自動車の操向装置・駆動装置の一部を改造する場合、費用の一部を補助します。本人(20歳未満の方は扶養義務者)の所得制限があります。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷身体障害者手帳1・2級(上肢・下肢または体幹に係る障害)をお持ちの方
- ▷区内に引き続き3カ月以上在住の方
- ▷他の同種の制度による補助を受けていない方
- ▷自動車を改造した日から3カ月以内の方

【補助限度額】

133,900円

### 見守り型緊急通報システムの設置

無線通報押しボタン・火災感知器・ガス漏れ感知器・生活リズムセンサーなどを自宅に取り付け、異変があると区と契約している警備会社へ通報されます。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷18～64歳の方
- ▷身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1～3度をお持ちの方、または東京都難病等医療費助成の認定を受けている方
- ▷一人暮らしか重度障害者のみの世帯、または日中(夜間)に重度障害者のみになる世帯

【費用】

- 利用者本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により費用負担があります。
- ▷非課税の方 無料
  - ▷課税の方 1カ月当たり 1,680円

### 巡回入浴

区が委託した業者が、ご自宅に浴槽を持ち込み、入浴のお世話をします。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1～3度をお持ちの方
- ▷在宅の方
- ▷家庭での入浴が困難な方
- ▷介護保険制度で入浴サービスが受けられない方は利用できません。

【利用回数】

年間40回以内

【費用】

- 利用者本人と扶養義務者の住民税課税状況により費用負担があります。
- 1回当たり 0～1,500円

### 寝具の乾燥消毒

区が委託した業者がご自宅へ伺い、布団などを引き取り、寝具の乾燥消毒を行います。

【対象】 次の全てに該当する方

- ▷64歳以下の在宅の方
- ▷身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1・2度をお持ちの方
- ▷本人および家族などが障害などで寝具が干せない状態にある方
- ▷障害者のみの世帯または障害のある方を除く同居家族が65歳以上の世帯

【乾燥消毒する寝具】

敷布団・掛布団・マットレス・毛布の各1枚

【実施回数】 月1回(9月のみ水洗い乾燥消毒)

- 【費用】 利用者本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により費用負担があります。
- ▷非課税の方 無料
  - ▷課税の方 乾燥消毒1回当たり 90円  
水洗い乾燥消毒1回当たり 210円

### 重度脳性まひ者介護事業

重度脳性まひの方に屋外への手引き・同行などを行った家族の方へ手当を支給します。

【対象】 次の全てに該当する方を介護する家族

- ▷20歳以上の方
- ▷脳性まひによる身体障害者手帳1級をお持ちの方
- ▷単独で屋外活動することが困難な方

次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ▶障害者総合支援法における障害福祉サービス(短期入所を除く)の支給決定を受けている方
- ▶障害者総合支援法における地域生活支援事業の移動支援または地域活動支援センター事業の利用決定を受けている方
- ▶介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている方

【支給額】 1回当たり 6,560円

(1日1回・月12回を限度とします)